

公 告

令和7年9月1日

豊橋市長 長坂 尚登

次により公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

(1) 業務名

例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとし、この期間以降、豊橋市及び受託者の合意により、1年度ごとに令和13年3月31日まで契約締結できるものとする。

②例規集データベース等の利用

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 見積書の作成に当たっては、令和8年度から令和12年度までの単年度ごとの見積もりを、

①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等、②例規集データベース等の利用の業務に区分して作成すること（1年度当たり金3,700千円を上限額とする。）。)

①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等についての令和9年度分以降の分については、参考見積として徴収するものとするが、価格の評価に当たっては、令和8年度から令和12年度までの5年度分の①、②の業務の見積額の合計額をもって評価する。

(4) 業務場所

市の指定する場所

(5) 契約上限金額

令和8年度の1年度分として金3,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、(3)に示すとおり、令和8年度には、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等（業務期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。契約金額は、1年度分の単年度契約。）及び②例規集データベース等の利用（業務期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。契約金額は、5年度分の長期継続契約。）を契約締結するものとする。

※1 契約上限額は、①例規集データベースシステム更新データ作成委託、②例規集データベースシステム等利用を全て含めた金額である。

※2 契約は、①例規集データベースシステム更新データ作成委託、②例規集データベースシステム等利用をそれぞれ分けて行うものとする。

※3 本プロポーザルの対象となる主な業務は、①例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等（本市で改正を行う条例、規則等のデータを例規集に搭載等する業務としての、データベースの構築、データベースのデータの更新、更新データのリンク作成、インターネット用データの作成、例規集条文PDFの作成、CD-R等の電子媒体による例規データの作成等）であるが、それに附随する業務として②例規集データベース等の利用（例規を管理及び検索するシステム、法令を検索するシステム、例規の作成・整備を行うシステム、外部公開用例規データシステム、法令制定改廃情報等提供サービス、全国自治体例規検索比較システム等）についても総合的に評価するため、これについても提案書等に記載することを要する。ただし、判例検索システム（これに附随する文献等の検索を含む。）は本プロポーザルの対象から除外するので留意すること。

※4 見積書については、以下2件をそれぞれ別に算出して提出すること。

①例規集データベースシステム更新データ作成委託

②例規集データベースシステム等利用

2 本件プロポーザルに参加する者に必要な資格及び業務実施上の条件

本件プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供、中分類：コンピュータサービスについて登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

住 所：〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1番地 豊橋市総務部行政課 担当 伊藤

電 話：0532-51-2025

ファックス：0532-56-0789

電子メールアドレス：gyosei@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

次のページからダウンロードすること。

豊橋市総務部行政課ホームページ：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2551.htm>

(3) プロポーザル参加意向申出書、会社概要、業務実績表の提出

ア 提出期限

令和7年9月22日（月）午後5時必着

イ 提出先

(1) に同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和7年10月20日（月）午後5時必着

イ 提出場所

(1) に同じ

ウ 提出部数

16部（正本1部、副本15部）及びPDFデータ

※副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

エ 提出方法

紙媒体では持参（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）によるものとし、PDFデータは電子メールにより提出すること。

(5) プレゼンテーション動画の提出

ア 提出期限

令和7年10月20日（月）午後5時必着

イ 提出方法

電子メールで提出すること。提出書類のファイルサイズが大きくメール送付できない場合は、(1) 担当部署及び問合せ先に連絡し、本市指定のファイル交換サービス（SmoothFile）にてデータを提出すること。なお、提出後は、提出した旨を電話連絡すること。

4 評価の手続及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、書面審査、事務局による審査及び「例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等プロポーザル評価委員会」において次のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 第一次審査（書面審査）

仕様等が本市の要件を充足しているかを確認する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

日 程 令和7年10月27日（月）～同年11月4日（火）の間に実施予定

内 容 総務部行政課職員へのプレゼンテーション及びヒアリング

その他 時間、場所及び留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とする。

(3) 第三次審査（プレゼンテーション動画及びヒアリング）

日 程 令和7年11月5日（水）～同年11月14日（金）の間に実施予定

内 容 プレゼンテーション動画及びヒアリング

その他 時間、場所、留意事項等については別途通知する。

なお、出席者は3名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とする。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手続において使用する言語、通貨、時間及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 選定後は、契約書の作成を要する。

(3) その他詳細は、「例規集データベースシステム更新データ作成業務委託等プロポーザル実施要領」による。